

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン（案）

令和8年●月●日 市長決裁

1 目的

本ガイドラインは、市内において太陽光発電設備、風力発電設備および系統用蓄電池設備ならびにこれらに附帯する送電線等の設備（以下「再エネ関連設備」という。）の新設、増設、改修、保守および撤去に当たって、再エネ関連設備を建設し、運用し、および管理しようとする者（以下「事業者」という。）が自主的に遵守する事項を定め、市民の安全・安心の確保および発電事業と地域の共生を図ることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象

(1) 対象となる地域

市全域とする。なお、海上に設置される再エネ関連設備であって、客観的に本市を含む複数市に同関連設備の設置範囲が及ぶ場合には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第12条に規定する協議会に本市が参画している海域を対象とする。

(2) 対象となる設備

市内に設置される次の設備とする。ただし、事業所、住宅等において自家用として消費することを主たる目的として設置される設備については、対象外とする。

ア 風力発電設備

イ 発電出力1メガワット以上のメガソーラー発電設備

ウ 電力系統に直接接続され、電力の充放電を主たる目的とする系統用蓄電池設備

3 事業者が遵守すべき事項

事業者は、発電事業の実施に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令および本ガイドラインを遵守し、災害の防止および景観、自然環境等に十分配慮するとともに、再エネ関連設備の周辺の関係者と良好な関係を保つよう努めること。
- (2) 地域と共生した発電事業の実施を図るために必要な措置を講じること。
- (3) 発電事業を実施する間、再エネ関連設備および設置する区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理すること。

4 事業計画等の届出、周知等

事業者は、発電設備の設置においては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 再エネ関連設備の設置届出

新たに実施しようとする発電事業の概要が決定した際は、再エネ関連設備設置届出書（様式第1号）を市長に提出すること。

(2) 要望、意見等の取り扱い

自治体および周辺の関係者から再エネ関連設備の設置場所や管理の手法に関する要望、意見等があった場合は、誠意をもって対応し、合意形成に努めること。

(3) 発電事業の実施届

発電設備の設置完了後30日以内又は発電設備の運転を開始する日の7日前のいずれか早い日までに、再エネ関連設備設置完了報告書（様式第2号）を市長に提出すること。

(4) 発電設備の維持管理報告

ア 再エネ関連設備の柵、塀および立入禁止の看板の設置状況並びに維持管理の体制の状況を再エネ関連設備状況・連絡先等報告書（様式第3号）により毎年度6月末日までに市長に報告すること。

イ 再エネ関連設備の事業責任者、維持管理者および連絡担当者が変更となる場合は、その変更をしようとする日の7日前までに再エネ関連設備事業者等変更届出書（様式第4号）を市長に提出すること。

(5) 発電設備の事故等の報告

再エネ関連設備において、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条および第3条の2の規定、ならびに電気関係報告規則第3条および第3条の2「運用について」に基づく事故が発生した場合は、次の対応を行うこと。

ア 秋田県が策定した「風力発電設備における事故等発生時の報告に関するガイドライン」に則り、速やかに市に第一報を行うこと。

イ 事故等の原因究明に向けた調査、周辺関係者への説明等の事故発生後の対応は、誠意をもって行うこと。

(6) 発電事業の廃止届

発電事業を廃止したときは、事業の廃止が完了した日から30日以内に発電設備廃止届出書（様式第5号）を市長に提出すること。

5 地域共生への協力

(1) 地域との共存・共栄に向け、事業者は市および市民が実施する環境学習等に協力するとともに、地域の催事等への参画等を通じて、積極的に地域貢献に協力すること。

(2) 再エネ関連設備の建設、保守もしくは撤去に関する工事又は当該工事で使用する部材、部品、治具等の調達に関しては、積極的に地元企業を活用するなど、地域経済の活性化に努めること。

6 その他法令等の遵守

本ガイドラインに定めるもののほか、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他関係法令、秋田県が定める「風力発電設備における事故等発生時の報告に関するガイドライン」等も、あわせて遵守すること。

様式1号

再エネ関連設備設置届出書

年 月 日

提出者 住 所.....
代表者氏名.....
電 話.....

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン第4条第1項第1号の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容	
事業主体	氏名(法人の場合は事業者名)		
	代表者名		
	住 所		
	代表電話番号		
	担当者名		
	電話番号		
	電子メール		
発電施設の名称			
発電施設の区分		太陽光発電	風力発電 系統用蓄電池
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m ²	地目：
出 力		kW	
添付書類		☐ 設置想定箇所の図面 ☐ 設置予定設備のカタログ ☐ 想定事業スケジュール ☐ その他市長が必要と認める書類	

再エネ関連設備設置完了報告書

年 月 日

提出者 住 所.....
 代表者氏名.....
 電 話.....

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容	
事業責任者	氏名(法人の場合は事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
維持管理者	氏名(法人の場合は事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
連絡担当者	事業者名		
	担当者名		
	住所		
	電話番号		
	メールアドレス		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電	風力発電 系統用蓄電池
設置場所(代表地番)			
敷地面積/地目		m ²	地目:
発電出力		kW	
年間想定発電電力量		kWh/年	
添付書類		☐ 設備の現況写真 ☐ 再エネ特措法に基づく発電計画認定証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類	

再エネ関連設備状況等報告書

年 月 日

提出者 住 所.....
代表者氏名.....
電 話.....

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン第4条第1項第4号の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容
事業責任者	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
維持管理者	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
連絡担当者	事業者名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電 風力発電 系統用蓄電池
添付書類		☐ 設備の現況写真 ☐ 設備の柵や塀等の設置状況が分かる写真 ☐ 立入を制限する看板の設置状況が分かる写真 ☐ その他市長が必要と認める書類

再エネ関連設備設備事業者等変更届出書

年 月 日

提出者 住 所.....
代表者氏名.....
電 話.....

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン第4条第1項第4号の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 発電所名

2. 変更内容

項 目		変更前	変更後
事業責任者	氏名(法人の場合は事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
維持管理者	氏名(法人の場合は事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
連絡担当者	事業者名		
	担当者名		
	住所		
	電話番号		
	メールアドレス		

※該当項目のみの記載

再エネ関連設備廃止届出書

年 月 日

提出者 住 所.....
代表者氏名.....
電 話.....

秋田市再生可能エネルギー等発電設備の設置および管理に関するガイドライン第4条第1項第6号の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容
再エネ関連設備設置主体	氏名(法人の場合は事業者名)	
	代表者名	
	住 所	
	代表電話番号	
	担当者名	
	電話番号	
	電子メール	
発電施設の名称		
発電施設の区分		太陽光発電 風力発電 系統用蓄電池
設置場所（代表地番）		
廃止日		年 月 日
リプレースの有無		☐ 有り ☐ 無し